

## 「障害者理解のための教育と啓発について」

### －学校人権教育の中での取り組み－

#### 1 道徳や学級活動での取組

①各学校の人権教育年間計画の中では、全ての学校で児童生徒の実態や学年等に合わせた教材や学習内容が位置づけられ、取り組まれている。

②人権学習の保護者参観日においても、各校において、いずれかの学年で「障害者に関わる内容」が取り上げられている。

(例)「目の不自由な人への援助について」「NHKの手話ニュースから学ぶ」

「乙武さんの手記から」「特別支援学級との関わりから」

「車椅子を使って生活する人に対する偏見から」等

#### 2 教科学習の中での取組

##### ①社会科の教科書記述から

・小学校6年生では「わたしたちのくらしと日本国憲法」という単元の最初に「ユニバーサルデザインのまちづくり」について学習している。

・中学校の公民では「平等権と共生社会」という単元の中で、「障がいのある人への配慮」として「ノーマライゼーション」という言葉についての学習や、巻末に一部が掲載されている「障害者基本法」についての学習機会が設けられている。

##### ②他の教科の内容から

・小4の国語の教科書にはひらがなの点字が、中1の英語の教科書にはアルファベットの点字が掲載されている。

・中2数学の方程式の学習で、バスケットの得点計算が取り上げられており、挿入写真が車椅子バスケット（歴史等の説明つき）になっている

#### 3 障害のある方を招いた講演会や学習会の実施（本課支援事業の活用による）

・実施回数 平成23年度 23回 平成24年度 24回

・内容 「目の不自由な方の生活」「盲導犬との生活」「耳が不自由な方の仕事」  
「車椅子スポーツ」「発達障害のある人の特長」「点字の打ち方」  
「手話の学習」「障害者雇用について」等

#### 4 課題

- ・言葉の問題
- ・保護者への啓発
- ・教職員の研修